

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 3 6

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 申請書類の提出方法について（感染症拡大防止のためお願い）
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 令和3年度能力開発啓発セミナー「リーダーに求められる統率する力&委ねる力」の開催について【別紙1】
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 令和4年2月開催 介護予防教室・介護者教室について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和3年12月末現在）
- 長野県栄養士会 令和3年度 食べるから始めるフレイル予防研修会開催要領【別紙2】
- 高次脳機能障害研修会のご案内【別紙3】
- 介護職員処遇改善加算申請支援のご案内【別紙4】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙5】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

申請書類の提出方法について（感染症拡大防止のためのお願い）

申請書類の提出方法について令和2年4月15日号外のフレッシュ情報でお示ししておりますが、今般の感染拡大を受け、改めてお知らせします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、申請書類等の提出方法を、原則郵送による提出に変更させていただきます。

郵送で提出いただく申請書	留意点
<ul style="list-style-type: none"> 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証等を同封して郵送してください。登録後の被保険者証等については原則被保険者の送付先（主に住民票の住所）へ返送させていただきます。<u>返送先に指定がある場合は返信用封筒を同封してください。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書および完了報告書 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書は原本を同封してください。原本確認後、原則被保険者の送付先（主に住民票の住所）へ領収書を返送させていただきます。<u>返送先に指定がある場合は返信用封筒を同封してください。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 高額介護（介護予防）サービス費支給申請書 負担限度額認定申請書 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認（利用者負担援護金支給）申請書 	<ul style="list-style-type: none"> 市から被保険者に送付する申請書については返信用封筒を同封いたします。支給決定通知書や認定証は被保険者の送付先（主に住民票の住所）へ送付します。
<ul style="list-style-type: none"> 有効認定期間の半数を超える短期入所利用状況確認書 	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントシート、ケアプラン一式の写しを同封してください。
<ul style="list-style-type: none"> 軽度者の対象外種目に係る指定（介護予防）福祉用具貸与の理由書 	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類一式を同封してください。審査結果のお知らせは居宅介護支援事業所あてに送付いたします。

＜これらの申請書等の郵送先＞
 〒380-8512
 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
 長野市役所 介護保険課 給付担当
 ○○○○申請書在中

それぞれの申請書には、添付いただく書類がありますので、忘れずに同封してください。また、内容について確認させていただく場合がありますので、必ずご連絡先をご記入ください。

受付日は市役所で受け付けた日となります。郵送に時間がかかる可能性がありますので、余裕をもった送付をお願いします。

受付印が必要な場合は申請書の写しとともに、返信用封筒を同封していただき、返送が必要な書類がわかるように送ってください。

窓口での受け付けも継続させていただきますが、感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和4年1月10日～1月14日の週において、福祉用具に係る事故が合わせて1件あり、これに関する事故について下記の通り情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和3年12月11日	令和4年1月6日	電動車いす (ジョイスティック形)	重傷1名	駅構内で当該製品を使用中、当該製品が急停止したため、転落し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

令和3年度能力開発啓発セミナー 「リーダーに求められる統率する力&委ねる力」の開催について

標題の件について、公益財団法人介護労働安定センター長野支部より案内がありました。受講方法は、会場での対面受講かWEBでのライブ配信受講のどちらかを選択できます。詳細につきましては【別紙1】をご覧ください。下記URLでご確認ください。

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>

問い合わせ先：介護労働安定センター長野支部
TEL：026-232-089

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を 加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を 加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>*この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請に御協力をお願いします。 ※申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名)(申請書の裏面にあります) ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。

申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請に御協力をお願いします。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

3 申請書等の郵送先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
長野市役所 介護保険課 給付担当

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

令和4年2月開催 介護予防教室・介護者教室について

令和4年2月の介護予防教室・介護者教室の開催予定はありません。

問い合わせ先：長野市中部地域包括支援センター
TEL：026-224-7174（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol.1025】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（その3）

【介護保険最新情報 Vol.1026】

「介護職員処遇改善支援補助金」について

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】（令和3年12月末日現在 地区別認定者数：20,853人）

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	56	56	83	54	58	52	31	390
第2地区	109	91	215	112	66	121	64	778
第3地区	73	88	149	84	78	84	45	601

第4地区	19	27	46	21	22	37	20	192
第5地区	30	37	76	38	18	29	19	247
芹田地区	149	141	290	131	106	142	87	1,046
古牧地区	135	125	291	149	135	141	82	1,058
三輪地区	184	172	281	129	129	152	78	1,125
吉田地区	127	118	255	107	87	104	63	861
古里地区	90	75	132	75	74	103	51	600
柳原地区	69	43	83	53	31	37	23	339
浅川地区	66	49	120	54	43	47	40	419
大豆島地区	42	47	143	59	79	75	44	489
朝陽地区	86	91	196	103	82	107	60	725
若槻地区	178	162	280	173	115	184	105	1,197
長沼地区	19	16	26	17	27	22	9	136
安茂里地区	207	179	311	147	130	147	83	1,204
小田切地区	13	11	26	20	12	15	7	104
芋井地区	30	10	40	21	19	26	12	158
篠ノ井地区	351	304	508	262	268	344	199	2,236
松代地区	186	162	315	133	120	200	105	1,221
若穂地区	109	78	150	77	75	112	54	655
川中島地区	211	157	296	163	142	192	102	1,263
更北地区	238	195	406	202	149	208	135	1,533
七二会地区	34	25	32	19	40	31	14	195
信更地区	23	23	41	24	24	30	8	173
豊野地区	70	58	150	81	74	91	40	564
戸隠地区	24	9	68	41	43	67	31	283
鬼無里地区	15	8	57	20	26	21	12	159
大岡地区	35	7	41	14	7	4	7	115
信州新町地区	95	30	93	34	70	47	38	407
中条地区	47	22	60	27	23	28	12	219
市外	21	10	28	21	18	39	24	161
合計 (現存者)	3,141	2,626	5,288	2,665	2,390	3,039	1,704	20,853



ながの縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp